

## 日本大学法学部 障がい等にかかる合理的配慮願について(ご案内)

障がい学生支援では、障がいや疾患を持つ学生に対し、安心して修学できるよう合理的配慮の範囲内において、可能な限り様々な支援を行っています。

合理的配慮は、出席数や単位取得を約束するものではなく、何らかの障がいや疾患等の理由によって、修学上の活動への参加に困難がある学生に対し、大学が過重な負担にならない範囲・程度において、必要かつ適当な環境の変更・調整を行う事（社会的障壁（バリア）となっているものの除去、代替手段や情報保障支援の提供）によって、他の学生と同じように教育を受ける機会を保障することです。

合理的配慮の内容が妥当かどうかの判断基準として、教育の目的・内容・評価の本質を変えないという原則があり、他の学生との公平性を著しく失するもしくは不利益が生じると判断された場合は希望通りにならない事もあるため、申請すれば全てが認められる訳ではないことをご承知ください。支援を受けるにあたっては事前に家族の方へもご相談ください。

配慮の内容は、障がいや疾患のある学生との話し合いを通じて、教職員をはじめ関係各所が連携しながら決定していますので、随時お気軽にご相談ください。

### 【支援の流れ】

#### 1 相談の申込み

「**修学上の合理的配慮申込書（様式1）**」をご記入ください（原則、申請者ご自身でご記入ください）。難しいようであればご家族が代筆していただいても構いませんが、ご家族ではなく申請者の希望をご記入ください。不明な点はお相談ください。

#### 2 書類の提出

記入した「**修学上の合理的配慮申込書（様式1）**」を学生支援窓口（学生支援コーディネーター宛）に提出してください。その際に添付書類として「**医師の診断書・意見書（様式2）**」「**障がい者手帳（あれば）**」が必要となります。医師の診断書・意見書は合理的配慮を検討するための根拠資料になるため、支援の必要理由と具体的にどのような支援を要するののかの見解を主治医よりいただいでください。（診断名だけでは検討材料にならないため）

#### 3 面談（※1）

学生支援室のコーディネーターが面談を行い、本人のニーズや困っていること等を質問し、必要な支援・配慮について話し合います。面談は数回に及ぶことがあります。

※1 対面が難しい場合は、電話やメール・オンラインにて面談させていただきます。

#### 4 支援・配慮の検討と承認

面談結果や提出していただいた合理的配慮願を踏まえ、学生課・教務課・カウンセラー・その他関連部署等との連携を図りながら、具体的な支援・配慮の内容を障がい学生支援委員会にて検討します。

#### 5 支援・配慮の開始

授業の支援の場合、決定した支援・配慮の内容を各授業担当教員へ依頼し、学生本人も教員へ文書を持参（※2）し内容について確認してもらいます。

※2 一人で持参するのが不安であれば一緒に立ち会いますのでご安心ください。

#### 6 モニタリング

支援・配慮の開始後、定期的に面談を行い、本人の意見や経過を聞きながら支援状況の確認、不都合があれば適宜見直しを行っていきます。

注★ 申込書を提出してから支援・配慮の決定までには時間を要するため、お申出の時期によっては Semester 内に間に合わず、次学期からの対応になる事があります。なるべく授業開始前の相談をお勧めします。

問い合わせ窓口：日本大学法学部 学生支援窓口（本館2階 124講堂隣）

電話 03-5275-8506

以上